

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月31日

| | |
|------------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 三重県 |
| 3. 市区町村名 | 東員町 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 9-1 |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.town.toin.lg.jp/contents_detail.php?frmId=6382 |

執行機関名 東員町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(子ども) |
| ②番号法別表第1の項 | 7 | |
| ③番号法別表第2の項 | 9 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 東員町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月22日条例第23号) 別表第1 第1の項 福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条 | 東員町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年6月25日条例第8号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 すべての国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u> | 第1条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母若しくは父、一人親家庭等の児童又は子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の <u>保健の向上に寄与し、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。</u> |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 東員町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年6月25日条例第8号) 東員町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年8月31日規則第16号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|---|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 | 東員町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年6月25日条例第8号)第4条 |
| ②事務の内容 | 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 東員町福祉医療費の助成に関する条例第4条の規定による受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ | 東員町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年6月25日条例第8号)第3条第1項 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 生活保護実施関係情報 | 生活保護実施関係情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ | 東員町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年6月25日条例第8号)第2条第5項及び第4条 東員町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年8月31日規則第16号)第3条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 市町村民税に関する情報 | 市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ | 東員町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年6月25日条例第8号)第2条第5項及び第4条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 |

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|